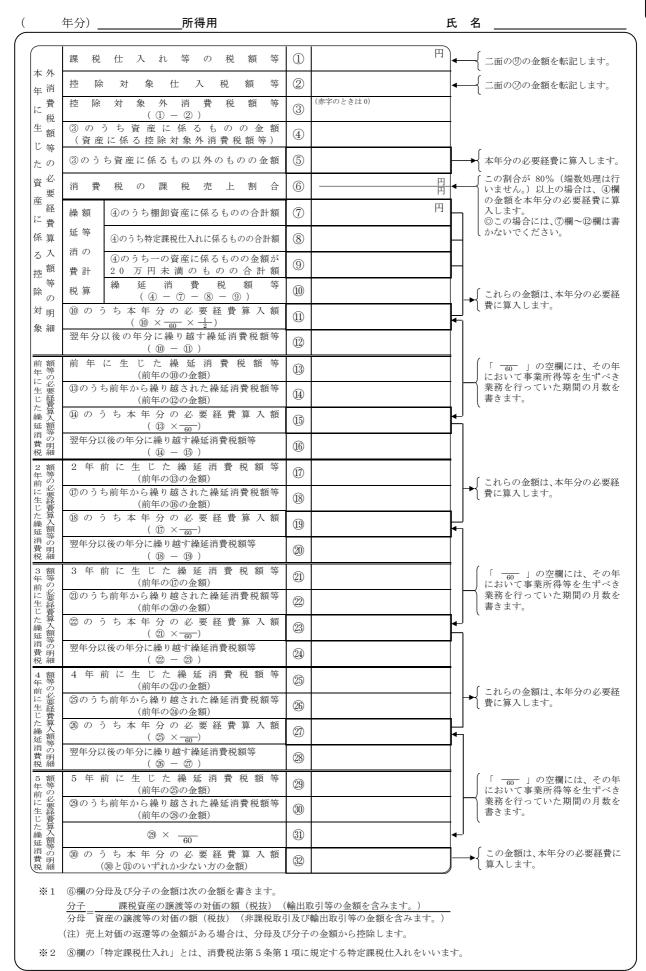
## 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書



## 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

三面

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理について税抜経理方式(消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。)を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令(以下「所令」といいます。)第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 本年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額(以下「課税仕入れ等の税額」といいます。)と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額(以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。)のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額(控除対象外消費税額等)で資産に係るものが生じた場合
- 2 前年以前に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

## ◎ 本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率(5%)適用分		旧税率(8%)適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		
	消費税額	地方消費税相 当額	消費税額	地方消費税相 当額	消費税額	地方消費税相 当額	消費税額	地方消費税相 当額	計
課税仕 入れ等 の税額 等	② 円		〇 円	⊜(⊙×1.7/6.3) 円	<ul><li>田</li></ul>	○ ( ⊕ × 2.2/7.8) 円	P	⑦ ( ⑤ × 1.76/6.24)円	<ul><li>⑦ (⑦+Θ+⊙+</li><li>○ + ⑤+ ○ + ○ +</li><li>○ ●</li></ul>
控除対 象仕入 税額等	8	⊕ (⊗×1/4)	(F)	⑦(⑦×1.7/6.3) 円	<b>3</b>	<b>③</b> ( <b>⑦</b> × 2.2/7.8)円	Ø	<b>②</b> ( <b>②</b> × 1.76/6.24)円	<ul><li>⑦ (③+⊕+⑤+ ⑦+⑦+⑦+③+②+</li><li>◎)</li><li>一面の②欄に 転記します。</li></ul>